

4-2 著作者および第三者による著作権の利用

一般社団法人日本森林学会は、日本森林学会著作権内規に基づいて、学会が刊行する学会誌等の著作者および第三者による著作権の利用について以下のとおり定める。

1. Journal of Forest Research (略称 JFR)

(1) JFR の学術論文 (original article, review, short communication を含む。以下同様) のうち、8 巻から 21 巻までに掲載されたものについては本学会と Springer 社が copyright (著作権) を共有している。1 巻から 7 巻まで及び 22 巻以降については学会が著作権を単独で保有している。ただし、下記(3)に示すオープンアクセス出版による学術論文の著作権は、著作者による APC (論文出版処理費用) の支払いを条件に著作者に帰属する。

(2) JFR の学術論文の全体又は一部を利用する者は、掲載巻及び当該学術論文の著作者あるいは第三者の別にかかわらず、当該学術論文の利用に関する手続き (Request permissions) を代行している出版社を通じて申請し、利用のライセンス (License) を取得するものとする。Request permissions では、利用者は当該学術論文の Copyright Clearance Center's RightsLink® から著作権を利用する License を取得する。

(3) 著作者は著作権のオプション (Copyright Options) として、APC (論文出版処理費用) を支払うことにより Accept から掲載までの間にオープンアクセス出版を選択することができる。オープンアクセス出版の学術論文については、前項の規定にかかわらず、著作者も第三者もクリエイティブ・コモンズ・ライセンス (Creative Commons license) に従って、当該学術論文を利用するものとする。

オープンアクセス出版でない学術論文については、上記(2)の規定にかかわらず、当該学術論文の著作者には、Copyright Clearance Center's RightsLink® のシステム内に定められた基準に沿って、学会の許諾を得なくても一定の著作権の利用を認めるものとする。なお、著作者は、利用にあたっては出典を明記するものとする。

2. 日本森林学会誌

(1) 著作者は、103 巻 2 号以前に掲載された当該著作者の学術論文 (原稿種別の論文、総説、短報、その他を含む。以下同じ) の全体又は一部を利用する場合 (第三者に利用を許諾する場合を含む。)、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

(2) 本学会は、103 巻 2 号以前に掲載された当該学術論文の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく 103 巻 2 号以前に掲載された自身の学術論文を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。

ア 科学技術情報発信・流通総合システム (J-STAGE) において、著作物の当該 PDF が非会員

向けに公開された後に、著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した学術論文を掲載する場合 (機関リポジトリへの保存及び公開を含む。)。別刷を購入した著作者に提供される当該 PDF を非会員向け公開前に配布する場合は、著作者から他者への個人的な配布に限り認めるものとする。

イ 著作権法第 30 条から第 50 条まで (著作権の制限) において許容された利用

ウ 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料

エ 著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料

オ 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合

(4) 学会は、103 巻 2 号以前に掲載された第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。

(5) 上記(1)から(4)までは、過去に遡って適用するものとする。

(6) 103 巻 3 号以降に掲載された学術論文については、著作者または第三者はクリエイティブ・コモンズ・ライセンス (Creative Commons license) に従って当該学術論文を利用するものとする。

(7) 103 巻 3 号以降に掲載された学術論文に設定されるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス (Creative Commons license) は CC BY-NC-ND 4.0 とする。

(8) 103 巻 3 号以降に掲載された学術論文について、著作者または第三者が上記 (6) (7) のライセンスの範囲を超えて利用する場合は、上記 (1) から (5) が適用されるものとする。

3. 森林科学

(1) 著作者は、当該著作者が創作した著作物 (特集、コラム、シリーズ、記録、Information、その他を含む。以下同じ) の全体又は一部を利用する場合 (第三者に利用を許諾する場合を含む。)、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

(2) 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。

ア 科学技術情報発信・流通総合システム (J-STAGE) において、著作物の当該 PDF が非会員向けに公開された後に、著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合 (機関リポジトリへの保存及び公開を含む。)。会員限定公開期間内に利用したい場合は PDF 別刷りを購入する。

イ 著作権法第 30 条から第 50 条まで (著作権の制限) において許容された利用

ウ 著作者自身が講演者として行う講義・講演での

資料

エ 著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料

オ 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合

(4) 学会は、第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。

5) 上記(1)から(4)までは、過去に遡って適用するものとする。

4. 日本森林学会（林學會，日本林學會，日本林学会を含む）の大会で発行された講演集・論文集・要旨集（ただし、支部会によるものは除く）

(1) 著作者は、当該著作者が創作した著作物の全体又は一部を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。ここでの著作物とは、日本森林学会の大会で発行された紙及び電子媒体の講演集・論文集・要旨集に掲載されているものすべてを指す。

(2) 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。

ア 科学技術情報発信・流通総合システム

（J-STAGE）において、著作物の当該 PDF が非会員向けに公開された後に、著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む）

イ 著作権法第 30 条から第 50 条まで（著作権の制）において許容された利用

ウ 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料

エ 著作者自身が出席する会議や打ち合わせの資料

オ 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合

(4) 本学会は、第三者から著作権の利用許諾申請があ

った場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。

5) 上記(1)から(4)までは、過去に発行された講演集・論文集・要旨集も含め、遡って適用するものとする。

5. その他、日本森林学会（林學會，日本林學會，日本林学会を含む）によって発行された出版物（ただし、支部会によるものは除く）

(1) 著作者は、当該著作者が創作した著作物の全体又は一部を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。ここでの著作物とは、本学会が発行した全ての出版物を指す（ただし、支部会によるものは除く）。

(2) 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。

ア 著作権法第 30 条から第 50 条まで（著作権の制限）において許容された利用

イ 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料

ウ 著作者自身が出席する会議や打ち合わせの資料

エ 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合

(4) 本学会は、第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。

(5) 上記(1)から(4)までは、過去に遡って適用するものとする。

2011 年 6 月 15 日制定

2016 年 4 月 26 日改定

2017 年 9 月 14 日改定

2018 年 12 月 10 日改定

2019 年 5 月 20 日改定

2021 年 4 月 26 日改定